

7～10月分の水道基本料金を35%減免します

物価高騰の影響を受けている市民や事業者の皆さまを支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、水道基本料金の35%を4カ月間減免します。

■対象者 富里市の水道使用者（官公署を除く）

■対象期間 令和8年7月～10月使用分（8月～11月検針分）

※手続きは不要です。

【不審な電話やメール、訪問にご注意ください】

上下水道事業所（上下水道課）から、減免に関して電話やメール、訪問などで手続きを依頼することはありません。



詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

メーター口径	基本料金	減免後料金
13mm	2,068円	1,344円
20mm	2,200円	1,430円
25mm	3,520円	2,288円
30mm	6,270円	4,075円
40mm	8,910円	5,791円
50mm	16,060円	10,439円
75mm	35,750円	23,237円
100mm	62,480円	40,612円

問 上下水道課 ☎（93）3340

8月から高額療養費制度が見直しされます

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まります。

見直しの内容

月額上限が引き上げられ、新たに年間上限が新設されました。

月額上限に届かない場合も、年間上限に達した場合には、それ以上の医療費について還付を受けることができます。

▼高額療養費制度の上限額（令和8年8月～令和9年7月）

適用区分		年収目安	【月額上限】 世帯ごと 入院＋外来	多数回該当※ ¹	【年間上限】 世帯ごと 入院＋外来	個人ごと 外来※ ²
70歳未満	70歳以上					
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円以上	270,300円＋ (医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋ (医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋ (医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	約370万円以下	61,500円	44,400円	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限216,000円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円	24,600円	290,000円	—
—	住民税非課税 世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円	24,600円	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限96,000円)
—	住民税非課税 世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	—	180,000円	月額上限8,000円

※¹ 多数回該当：直近12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

※² 外来特例（70歳以上で現役並み以外の人）：外来診療のみの月額上限・年間上限があります。

適用区分は、限度額適用認定証・マイナポータルなどで確認できます。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

国民健康保険制度



後期高齢者医療制度



問 国保年金課 国保班 ☎（93）4083 / 後期高齢者医療班 ☎（93）4085